海外渡航への対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「海外渡航の留意事項」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 海外渡航に係る要請

外務省は、海外安全ホームページで、新型コロナウイルスの最新情報を提供し、現地の交通規制 や各国の航空便の運休などの状況が急激に悪化する可能性も念頭に、渡航予定者に対し、情報収集 等に万全を期すこと、渡航の必要性の検討などを求めています。

本学では、次のとおり海外渡航について要請します。やむを得ず、海外渡航をする場合は、以下の「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

教職員:感染症危険情報のレベルに応じて判断する。 学生:感染症危険情報のレベルに応じて判断する。

海外安全情報のホームページはこちら

https://www.anzen.mofa.go.jp



2 海外渡航時の対応

海外への渡航を予定している学生は下記により学生センターへ、宮古キャンパスは宮古事務局へ報告してください。

(1) 渡航前の届出

学生は「**海外渡航届(学生用)」**を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールによる報告も可とします。

(2) 帰国後及び予定変更時(中止含む)の報告

帰国後はその旨をメール等で報告するとともに、渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地等に変更があった場合は、修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により提出が難しい場合はメールによる報告も可とします。

(3) 自宅待機の要請

ア 感染症危険情報※1のある国や地域からの帰国時

自宅待機の要請は行いませんが、抗原検査(※)を行い、ご自身で陰性を確認してください。 ※(「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示された抗原定性検査キットによる検査を含む/「研究用」検査キットは除く。)

また、海外帰国者は「健康記録票(海外帰国者用)」を記録し、自身で体調管理し、発熱等の風邪症状がある場合に限り、感染が疑われる場合等の対応マニュアルに沿った行動をとってください。

※1 外務省の感染症危険情報

【レベル1:十分に注意してください】

対象:外務省海外安全ホームページ参照 【レベル2:不要不急の渡航は止めてください】 対象:外務省海外安全ホームページ参照

【レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)】

対象:外務省海外安全ホームページ参照

【レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)】

対象:外務省海外安全ホームページ参照

この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、健康サポートセンター等に相談してください。 また、この間に、いわて健康フォローアップセンター(以下「フォローアップ相談センター」と いう)への相談目安[※]に該当する状況になった場合は、直接、フォローアップ相談センターに電話相談し、その結果を健康サポートセンター等に報告するとともに、「健康記録票(自宅療養者用)」 に記録し、毎日メール等にて報告してください。

相談目安の詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf



イ 海外からの帰国時

海外から帰国した学生・教職員は、健康管理に努め、咳やのどの痛みなどの症状がみられた 場合は健康サポートセンター等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。

3 相談窓口

- ・ 健康サポートセンター 電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19㎝l. Iwate-pu. ac. jp
- ・ 宮古事務局(保健室)電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covidl9@ml.iwate-pu.ac.jp
- いわて健康フォローアップセンター(24時間対応コールセンター) 電話 0570-089-005
- 厚生労働省 新型コロナウイルス電話相談窓口電話 0120-565653 FAX 03-3595-2756

4 本学が実施する学生の海外派遣研修について

以下の条件を満たす場合に、海外派遣研修を実施することができるものとします。

なお、当該渡航条件については、渡航予定日の2ヶ月前を目安として満たしていることが望ましいものとします。

- (1) 外務省海外安全情報において、危険情報レベルが1以下及び感染症危機管理情報レベルが2以下であること。
- (2) 渡航先の国、地域の入国条件及び本国に帰国後の隔離措置がある場合、それを遵守すること。
- (3) 留学先大学等が留学生の受入れを許可し、その受入体制を整備していること。
- (4) 本学が定める誓約書及び関連書類を提出すること。

5 本学教職員の海外渡航について

以下の条件を満たすことを教職員自身が確認した場合に、海外渡航を実施することができるもの とします。

なお、当該渡航条件については、渡航予定日の2ヶ月前を目安として満たしていることが望ましいものとします。

- (1) 外務省海外安全情報において、危険情報レベルが1以下及び感染症危機管理情報レベルが2以下であること。
- (2) 渡航先の国、地域の入国条件及び本国に帰国後の隔離措置がある場合、それを遵守すること。

添付資料 海外渡航届2種(学生用)

健康記録票2種(海外帰国者用)(自宅療養者用)

《問合せ窓口》

学 生:学生支援室(学生支援グループ)

電話 019-694-2010 Mail ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員:総務室(総務グループ)

電話 019-694-2000 Mail soumu@ml.iwate-pu.ac.jp